

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

昭和五年三月二十五日

株式會社

五福運輸店定款



株式會社五福運輸店定款

第一章 總 則

第一條 當會社ハ運送取扱業、物品ノ運搬及之ニ關聯スル一切ノ事業ヲ經營スルヲ以テ
目的トス

第二條 當會社ハ株式會社五福運輸店ト稱ス

第三條 當會社ノ資本總額ハ金貳萬圓トス

第四條 當會社ハ本店ヲ福岡市ニ設置ス

第五條 當會社ノ公告ハ本店々頭ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章 株 式

第六條 當會社株式總數ヲ四百株トシ一株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第七條 當會社ノ株券ハ記名式トシ五株券ノ一種トス

第八條 當會社ノ株金第一回拂込金額ハ一株ニ付金貳拾五圓トス

第二回以後ノ拂込金額、期日及場所ハ取締役之ヲ決定シ各株主ニ催告スヘシ

第九條 株主ガ株金拂込期日迄ニ拂込ヲ爲ササルトキハ其ノ拂込ムヘキ金額ニ對シ遅延

日數ニ應シ金百圓ニ付一日金四錢ノ割合ヲ以テ違約金ヲ支拂ヒ尙遅延ヨリ生シタル其ノ他ノ損害ヲ賠償スヘシ

第十條 株主及其ノ法定代理人ハ住所氏名及印鑑ヲ届出ツヘシ變更シタルトキ亦同シ

株主ノ法定代理人ハ其ノ代理權ヲ證明スル書面ヲ提出スヘシ

第十一條 當會社ノ株式ハ相續ノ場合ヲ除クノ外豫メ取締役會ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ賣買、贈與、質入其ノ他一切ノ處分行爲ヲナスコトヲ得ス

第十二條 株券ノ紛失、盜難又ハ滅失シタル爲メ新株券ノ交付ヲ請求スル者ハ其ノ事由ヲ記載シ請求書ヲ提出スヘシ此ノ場合ニ於テハ取締役會ニ於テ別ニ定ムル所ニ從ヒ其ノ手續ヲ履踐シ新株券ヲ交付スヘシ

株券毀損ノ爲メ新株券ノ交付ヲ請求スル者ハ請求書ニ其ノ株券添付シ提出スヘシ株券ノ毀損汚染ノ爲メ株券ノ真正ナルコトヲ鑑別シ難キトキハ前項ヲ準用ス

新株券ノ再交付ヲ請求スル者ハ株券一枚ニ付手数料金五拾錢ヲ納付スヘシ

第十三條 株式ノ名義書換ハ毎決算期末日ノ翌日ヨリ其ノ決算期ノ定時株主總會終了ノ日迄臨時總會招集ノ通知ヲ發シタル日ヨリ該總會終了ノ日迄之ヲ停止ス

第十四條 株式ノ讓渡ニ依リ名義ノ書換ヲ請求スル者ハ名義書換請求書ニ讓渡人及讓受人記名捺印シ株券ノ相當欄ニ讓受人記名捺印シテ之ヲ添付シ會社ニ提出スヘシ相續遺贈又ハ法律上ノ手續ニ依リ株式取得ノ爲メ名義書換ヲ請求スル者ハ名義書換請求書及株券相當欄ニ記名捺印シ其ノ事實ヲ證明スヘキ書面ヲ添付シ會社ニ提出スヘシ

名義書換ヲ請求スル者ハ株券一枚ニ付手数料金拾錢ヲ納付スヘシ

第三章 役員

第十五條 當會社ニ取締役六名以内監査役三名以内ヲ置ク

取締役ノ互選ヲ以テ社長一名常務取締役一名ヲ選任ス

社長ハ當會社ヲ代表シ社長事故アルトキハ常務取締役之ヲ代理ス

第十六條 取締役ハ二十株以上ノ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

其ノ得票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 取締役ノ任期ハ二年、監査役ノ任期ハ二年トス

但シ任期中最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終了迄之ヲ伸縮スルコトヲ得

第十八條 取締役及監査役中缺員ヲ生スルモ法定數ヲ缺カサル場合ハ補缺選舉ヲ行ハサ

ルコトヲ得

補缺選舉ニ依リ當選シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十九條 取締役ハ各自所有株式二十株ヲ其ノ在任中監査役ニ供託スヘシ

前項ノ株式ハ退任後ト雖モ株主總會ニ於テ在任中ノ計算報告ヲ承認シタル後ニア

ラサレハ之ヲ返還セス

第二十條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ニヨリ之ヲ定ム

第四章 株主總會

第二十一條 定時株主總會ハ毎年六月及十二月ニ之ヲ招集シ臨時株主總會ハ必要ノ場合

ニ隨時之ヲ招集ス

第二十二條 總會ノ議長ハ社長之ニ任シ社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ任ス

第二十三條 各株主ノ決議權ハ其ノ所有ノ株數一株ニ付一箇トス

第二十四條 株主又ハ法定代理人ガ代理人ヲ以テ議決權ヲ行ハントスルトキハ當會社株

主ニ限リ代理セシムルコトヲ得但シ代理權ヲ證明スル書面ヲ差出スコトヲ要ス

第二十五條 總會ノ決議ハ法令ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外出席シタル株主ノ議決

權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可非同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十六條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議録ニ記載シ出席シタル取締役、監査

役及出席株主一名以上之ニ捺印スヘシ

第五章 計 算

第二十七條 當會社ノ營業期間ハ毎年十二月ヨリ翌年五月迄ヲ上半期トシ六月ヨリ十一月迄ヲ下半期トス

第二十八條 每營業期間ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額ヲ利益金トシ之ニ前期繰越金ヲ加算シ左ノ順序ニ依リ之ヲ處分ス

必要アルトキハ別途準備金ヲ設クルコトヲ得

一、法定準備金 利益金ノ二十分ノ一以上

二、役員賞與金 若干

三、株主配當金 若干

以上各項ヲ控除シタル殘金ハ之ヲ後期繰越金トス

第二十九條 株主配當金ハ決算期末日現在ノ株主ニ之ヲ配當ス

第三十條 株主ニ對シ配當金支拂ヒノ通知ヲ發シタル日ヨリ滿五ケ年ヲ經過スルモ尙之ヲ受取ラサルトキハ該配當金ハ當會社ノ所得トス

附 則

第三十一條 當會社ノ負擔スヘキ設立費用ハ金參百圓以内トス

昭和五年三月二十五日